

岩沼市地域福祉計画

計画期間：令和3年度(2021)～令和7年度(2025)

概要版



皆さんの身近な地域には、様々な方が一緒に暮らしています。中には、何か支援を必要としている方がいるかもしれません。この「岩沼市地域福祉計画」は、市民の皆さん、岩沼市、社会福祉協議会、各種団体等が協力して、地域でのつながりを大切にし、共に支え合い、安心して暮らすことができる共生の地域づくりを目指すものです。あなたもできることから、『みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり』に参加しませんか？

令和3年3月
岩 沼 市

岩沼市地域福祉計画について

◆2025年(令和7年)には・・・

今後、岩沼市は人口減少と少子高齢化の進行によって、様々な課題に直面することになります。特に、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる2025年(令和7年)は、医療・介護のニーズが増大する一方で、地域の支え手・担い手は減少することが予想されます。(2025年問題)

誰もが安心して暮らし続けられる岩沼市の実現に向けて、必要なことは？

キーワードは「地域共生社会」の実現



- 今の福祉サービスは、対象者ごとに、相談窓口やサービスが分かれています。
- 一方で、最近では、『複合的な課題』を抱える人(介護と育児の問題を同時に抱える人)や『支援の対象外』で、課題を抱えている人が増えています。
- また、誰にも相談できないまま、地域から孤立して、問題が深刻化する場合もあります。
- 今後は、2025年問題を始め、少子高齢化の進行により、こうした課題は増えると同時に、地域のつながりが重要になることが予想されます。

『地域共生社会』の実現

- 公的福祉だけではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようという取組です。
- 困った人の問題を「我が事」として受け止める、気づきの体制を作ります。
- 地域だけで解決できない問題は、行政(市)につなげます。
- 行政も縦割りをなくして、あらゆる分野のネットワークにより、個別の課題を丸ごと受け止め解決する体制を整えます。



◆ 計画策定の背景

地域で起こる課題は多様化・複雑化してきており、行政による福祉サービスを充実させることはもちろんのこと、身近な地域における住民同士の「つながり」、「支え合い」、「顔の見える関係」等による暮らしの安心や安全の確保が、ますます必要となっています。

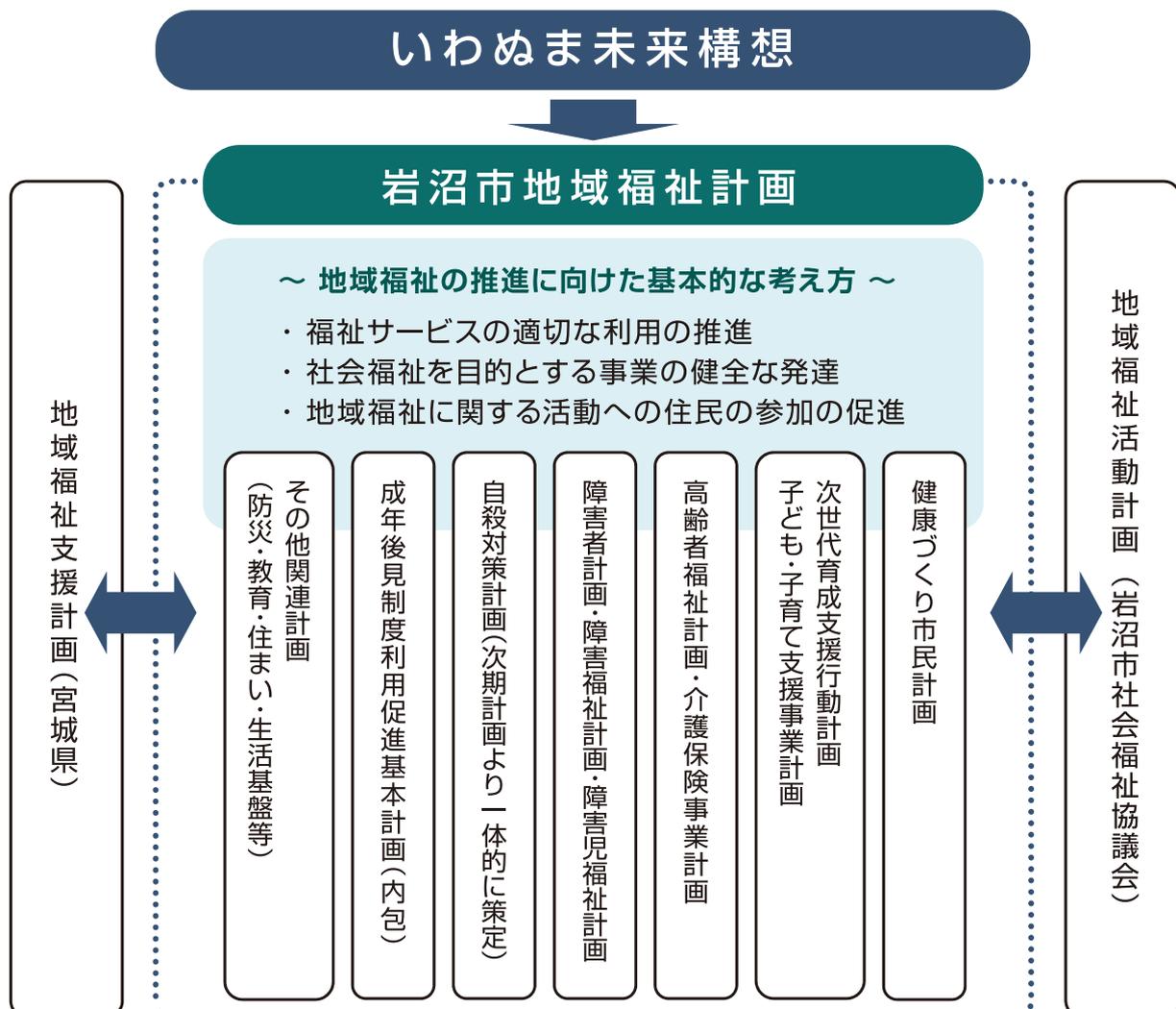
そのため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことを目指す「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の構築に向けて、困りごと、課題に応じて様々な人・団体（多様な主体）が連携・協働しながら、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

◆ 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

岩沼市地域福祉計画は、「いわぬま未来構想」を上位計画とした個別計画であり、本市における福祉分野の各計画の上位計画として位置付け、保健福祉分野の個別計画に共通する地域福祉推進のための基本的な考え方を定め、個別計画を横断的につなぐ計画として策定します。

また、本市の地域福祉を推進する上で両輪となる計画として、地域福祉活動計画と相互に連携を図りながら取り組みます。

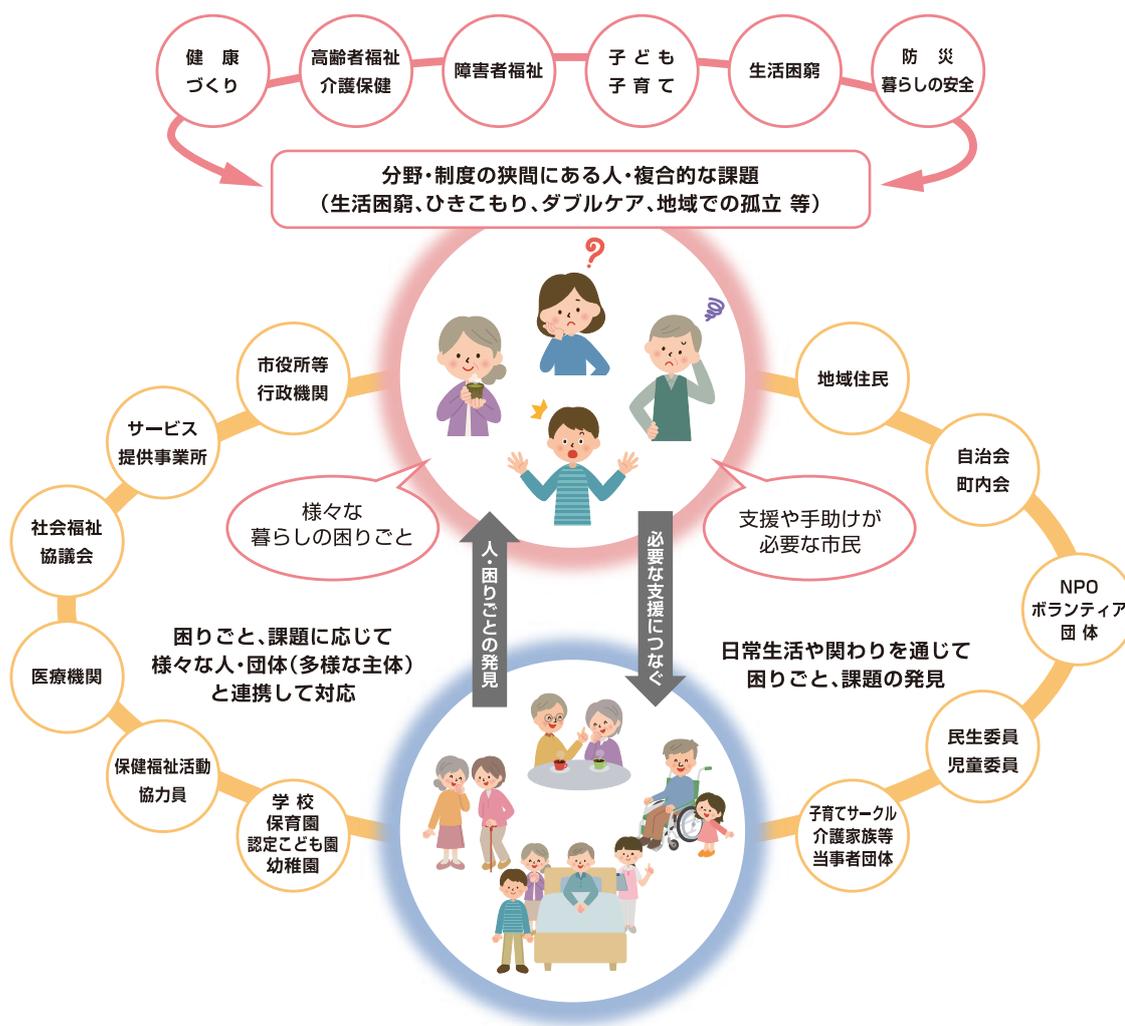


目指す地域福祉の姿(基本理念)

目指す地域福祉の姿(基本理念)

みんなが安心して いきいきと暮らせる まちづくり

住民一人ひとりがつながりを大切にし、誰もが、疎外感を抱くことなく、支え合いの輪が築かれ、「これからもこの地域で暮らしたい」という「安心感」を得られる地域社会を目指します。



地域福祉を推進するための役割(自助・互助・共助・公助)

家族・個人(自助の展開)

- 個人や家庭による自助努力(自分でできることは自分ですること)、災害時に向けた日頃の備えなどを行う。

岩沼小学校区、岩沼南小学校区、岩沼西小学校区、玉浦小学校区(共助の展開)

- 4つの小学校区を基本とした圏域で、福祉施策において具体的な活動を行う。

隣近所～自治会・町内会等(互助の展開)

- 日常的な見守り活動や助け合い、災害時の安否確認や避難支援などを行う。
- 普段からのあいさつや声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う。

市全域(公助の展開)

- 地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、市全体の取組を推進するなど、広域的な調整を行う。

基本目標と取組の内容

基本目標

1

周囲の変化に“気づく”きっかけづくり

住民同士の関わりや顔の見える関係づくりを進めるほか、虐待等の予防や早期発見・早期対応、困りごと等に気づける体制の充実を図ります。

1-1 住民同士の関わりや顔の見える関係づくり

実施方針

- あいさつや声かけ等を通じて、地域への関心を深めます。
- 支え合いの仕組みとして、地域における様々なネットワークによる多様な主体との連携を推進します。
- 虐待と疑われるような状況に対しても、地域や関係機関等とのネットワークを生かし、早期発見、早期対応を図ります。

住民・地域に期待する取組

■ 自分自身、各家庭で

- あいさつや声かけを積極的に行い、顔の見える関係を築きましょう。
- 地域のことに関心を持ちましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 支援が必要な人の異変に気を配り、気になることがあれば声をかけましょう。
- 異変や虐待と疑われることがあった場合には、市や関係機関に速やかに通報しましょう。

1-2 多様な健康(健幸)づくり・地域活動の促進

実施方針

- 住民が身近な地域で世代に応じた健康づくりに取り組むことで、健康寿命を延ばしていきます。
- 地域での拠点を確保し、心身の健康づくりや生きがいづくり、社会参加の場となるよう、様々な地域活動を促進します。

住民・地域に期待する取組

■ 自分自身、各家庭で

- 「自分の健康は自分で守る」意識を持ちましょう。
- 適切な食生活や適度な運動を心がけ、健康づくりに取り組みましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 自らの健康状態の確認と疾患の早期発見・早期治療等のため、健診を受けましょう。
- 市が開催する各種健康教室等に積極的に参加しましょう。

1-3 困りごと等に気づける体制の充実(岩沼市自殺対策計画)

実施方針

- 住民の抱える様々な困りごとを発見し、支援につなぐことができるよう仕組みづくりを進めます。
- 地域に出向き、困りごとや悩みごと等に気づける体制の充実を図ります。

住民・地域に期待する取組

■ 自分自身、各家庭で

- 声かけや見守り活動により地域で助け合いましょう。
- ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークを持っている人が困っていたら、積極的に声をかけ、手助けをしましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 家族や親しい仲間のもとより、隣近所の様子の変化に気づいて、声をかけましょう。

みんなで“担う”人づくり

住民の誰もが、地域で支え合うことの大切さを学び、みんなで“担う”という意識づくり、様々な活動の担い手の育成に取り組みます。また、地域の多様な主体が連携・協働できる体制の構築に取り組みます。

2-1 福祉意識の醸成、教育学習機会の充実

実施方針

- 多くの住民が福祉に関心を持ち、共に暮らす地域の一員として、互いに支え合い、助け合う意識づくりを推進します。
- 障害や認知症等に対する理解を深めます。

住民・地域に期待する取組

■ 自分自身、各家庭で

- 普段の暮らしの中で起こる地域での出来事や関わりを通じて、支え合い、助け合いに関心を持ちましょう。
- 高齢者や障害者をはじめ、様々な支援の必要な人への理解を深めましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 各種講座等に積極的に参加して福祉の知識を身に付けましょう。

2-2 活動のきっかけ、担い手の育成

実施方針

- 地域での支え合い、助け合う力を高めるため、地域福祉を推進する担い手の確保・育成に努めます。
- 主体的に活動する住民等を増やしなが、地域の課題解決に取り組むことのできる人材の育成に努めます。

住民・地域に期待する取組

■ 自分自身、各家庭で

- 一人ひとりが福祉の問題を自分のこととして捉えましょう。
- 地域活動への参加が難しい場合でも「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」取り組んでみましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域活動を継続するため、担い手の育成に努めましょう。

2-3 地域活動団体の活性化

実施方針

- 地域活動の充実のために、ボランティア・NPO活動や自治会・町内会等の支援に向けた取組を推進します。
- 地域の様々な活動団体が、協働して取り組むことができるよう、情報提供、交流機会の確保など、団体間をつなぐ様々な支援を図っていきます。

住民・地域に期待する取組

■ 自分自身、各家庭で

- 地域活動やボランティア活動に興味を持ちましょう。
- 地域活動やボランティア活動を体験してみましょう。

■ 地域や仲間とともに

- できることから地域活動・ボランティア活動に参加してみましょう。

困りごとを“つなぐ”支援づくり

様々な機会を通じてわかりやすく情報を発信します。また、包括的な支援体制の構築、権利擁護の取組を推進します。

3-1 情報提供・相談支援の充実

実施方針

- 福祉に関する制度の情報や地域情報等をわかりやすく提供します。
- 住民が安心して相談できるよう各種相談窓口の周知を図るとともに、適切な支援につながる体制を整えます。

住民・地域に期待する取組

■ 自分自身、各家庭で

- 広報紙や回覧板などをよく読んで、自らも情報を得るように心がけましょう。
- 問題を家族や個人で抱え込まず、近所の人や、民生委員児童委員、市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センター等に積極的に相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 身近に相談できる人をつくるほか、必要に応じて民生委員児童委員等へ相談しましょう。

3-2 包括的な支援体制・権利擁護の充実（※成年後見制度利用促進基本計画）

実施方針

- 保健福祉をはじめとした必要な関係分野、多様な主体との連携により、包括的に支援ができるよう支援体制を整え、支援機能の強化を図ります。
- 一人ひとりの権利や尊厳を守り、安心して生活できるよう、権利擁護にかかる制度の利用促進に取り組みます。

住民・地域に期待する取組

■ 自分自身、各家庭で

- 日常生活自立支援事業、成年後見制度等の制度について理解を深めましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 困っている人を把握したときには、相談窓口や民生委員児童委員、地域包括支援センター、相談支援事業所等へつなぎましょう。

※成年後見制度利用促進基本計画とは？

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、判断能力が十分でない人の権利を守り、これからも安心して暮らしていけるよう、関係機関との連携を強化し、市民の権利擁護を支援していくための取組を示した計画です。

3-3 福祉サービスの質の確保

実施方針

- 支援を必要とする人が適切なサービスや支援を利用し、自立した生活を送ることができるよう、質の確保に努め、サービス等の利用しやすい環境を整えます。

住民・地域に期待する取組

■ 自分自身、各家庭で

- 福祉サービス情報の収集に努め、利用する際は、困りごとや自分が必要とすることをきちんと伝えましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 制度や福祉サービスについての正しい理解を深めましょう。

3-4 暮らしを支える生活支援・自立支援の推進

実施方針

- 住民ニーズを把握し、生活支援等、各種福祉サービスの充実を図ります。
- 生活の困窮状態から早期に脱却できるよう、相談、支援を中心とした生活支援・就業支援の充実に向けて、取組を強化していきます。

住民・地域に期待する取組

- **自分自身、各家庭で**
 - 生活の不安や悩みをひとりで抱えず、市や関係機関に相談しましょう。
- **地域や仲間とともに**
 - 地域で困っている人がいたら、相談ごとに耳を傾け、手助けできることがあれば、積極的な支援に取り組みましょう。

基本目標

4

いつでも“安心できる”地域づくり

身近な地域の中でつながりを緩やかに保ちながら、誰もが気軽に集う居場所づくりを推進します。また、地域における福祉環境の整備や防災・防犯対策を進め、安全安心の確保に努めます。

4-1 共生の地域づくりに向けた福祉環境の整備

実施方針

- 市内の公共施設の活用に関して、住民の視点に立った柔軟な活用を図り、より効果的な活動・交流の場づくりにつなげます。
- 地域で生活する高齢者や障害者が、地域における住民との交流を深めながら、共生のまちづくりをソフト・ハードの両面から推進します。

住民・地域に期待する取組

- **自分自身、各家庭で**
 - 施設を安全に使えるよう、介助が必要な人を手助けしましょう。
- **地域や仲間とともに**
 - 身近な地域の活動の場や交流機会に参加してみましょう。

4-2 防災防犯対策の推進

実施方針

- 住民の生命と財産を守るために、日常の支え合い、助け合いが緊急時や災害時の支援につながるよう支援体制の充実に取り組みます。
- 各種防犯対策を実施することにより、住民の防犯意識を向上させ、犯罪発生の抑止につなげます。

住民・地域に期待する取組

- **自分自身、各家庭で**
 - 「自分の身は自分で守る」という意識を持ちましょう。
 - 災害時や緊急時に備え、必要なものを準備しておきましょう。
- **地域や仲間とともに**
 - 災害に備え、地域全体で要配慮者を支援する取組を進め、防災訓練等を実施しましょう。
 - 災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合いましょう。
 - 地域の防犯、交通安全活動に参加しましょう。

発行：令和3年3月 発行者：岩沼市健康福祉部社会福祉課
〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号
TEL:0223-22-1111(代表) FAX:0223-24-0406